

第1回(平成25年度第1回) 磐田市景観審議会 議事録

【日 時】 平成26年1月31日(水) 10:00~12:00

【場 所】 磐田市役所 西庁舎3階 303会議室

【出席者】 会長 寺田 伊勢男
副会長 岡田 一朗
委員 鈴木 五芳 江間 豊壽 村上 浩 栗山 恵
欠席者 なし

【事務局】 建設部長 主幹兼都市計画係長 同係担当者2名

【会議概要】 1 開 会
2 委嘱状の交付
3 委員紹介
4 市長あいさつ
5 会長の選出
6 副会長の指名
7 見付地区景観形成モデル事業専門部会の設置
8 議 題
景観施策の概要
景観審議会の概要(景観審議会条例・景観条例案)
景観計画案
9 閉 会

【会議要旨】

会長の選出

司 会 会長の選出につきましては、審議会条例、第5条第2項に「会長は、委員の互選により定める」と規定されておりますので、委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか?

委 員 会長は、景観まちづくりなど、幅広くまちづくりのリーダーとして、ご活動されていらっしゃる、見付プロジェクトの寺田委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか?

司 会 ありがとうございます。それでは、お諮りいたします。ただいま、委員から、会長は寺田委員にお願いしたいとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。(「異議なし」の声)

司 会 異議なしと認めます。会長は、寺田委員にお願いいたします。

副会長(会長代理)の指名

会 長 副会長の指名についてでございますが、審議会条例第5条第4項の規定によりまして、会長が指名することとなっておりますので、私から、指名させていただきます。副会長には、景観法や景観計画に精通していらっしゃる岡田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

見付地区景観形成モデル事業専門部会の設置

会 長 専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 見付モデル事業の専門部会について、説明させていただきます。磐田市の景観形成のモデル地区として位置づけられている見付地区には、景観形成の補助金の制度がございます。景観形成基準にあてはまる建築物の建築や、土蔵などの歴史的建築物の修理等に対して、最大300万円の補助金が交付される制度となりまして、専門部会では、この補助事業の審査をお願いしたいと考えています。資料に、補助金の交付要綱とこれまでの実績のリストを添付してあります。

これまでは、景観アドバイザーに審査をお願いしていましたが、景観審議会条例の施行に合わせて、アドバイザー要綱を廃止しましたので、景観審議会の中に、この事業を審査する専門部会の設置をお願いするものとなります。よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 モデル事業の実施期間について、制限を定める予定はないか？

事務局 制限を定める予定はありません。今後景観条例の中で、重点地区における景観計画を検討していく際には、補助金のルールも見直しが必要と考えていますが、今のところ、期間を設けるということは考えていません。

委 員 専門部会の人数についての規定はあるか？

事務局 専門部会は若干名で組織するというところで、特に規定していません。

会 長 お諮りします。見付地区景観形成モデル事業専門部会を設置することで、ご異議ございませんか？

委 員 異議なし。

会 長 異議なしと認めます。それでは、条例第7条の規定に基づきまして、「見付地区景観形成モデル事業専門部会」を設置します。専門部会の委員については、見付地区の景観アドバイザーであった岡田委員・江間委員・村上委員に、引き続きお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

景観施策の概要・景観審議会の概要（景観審議会条例、景観条例案）

会 長 はじめに、磐田市の景観施策の概要と景観審議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは初めに、こちらの資料「景観施策のイメージ」を使いまして、景観施策の概要について、説明させていただきます。

初めに、一番上の緑色の部分、磐田市景観形成ガイドプランにつきましては、

本市の景観形成における総合的な指針として、平成 23 年 3 月までに策定したもので、内容は、磐田市の景観の特徴や課題を整理して、そこから目標や方針を設定し、実現化方策や、取組みをまとめたものです。

その下、左側の赤い部分は、ガイドプランの実現化方策の 1、「景観法の活用」を整理したものとなります。市は、景観法の事務を行える景観行政団体となり、景観法に基づく基本的な計画となる景観計画の策定、積極的な規制を行う景観地区や、地域住民の自主協定となる景観協定などの事務を行えることになりました。今のところ、本市では、景観地区や景観協定などの厳しい規制を設定する予定はなく、景観計画による市全域への緩やかな景観誘導を考えています。

右側の青い部分は、ガイドプランの実現化方策の 2、「推進体制の整備」を整理したものとなりまして、今のところは、景観審議会を設置しましたが、将来的なイメージとしましては、建築士会などを景観整備機構に指定して、専門家の派遣などの事業に取り組んでもらうことや、重点地区に景観まちづくり協議会を組織して、地域の景観形成に取り組んでもらうこととなります。その下の市の支援は、例えば、電線地中化などの公共事業の実施や、個人住宅の修景に対する補助制度を創設することや、市民・NPO・市などの協働による景観形成の体制整備についてであります。

一番下の黒い部分、磐田市景観条例の制定により、ただいま説明した内容全体を、法的に定めて行きたいと考えています。

簡単ですが、景観施策の概要の説明は、以上とさせていただきます。

ガイドプランの詳しい説明は、省略させていただきますが、こちらの本編と概要版を資料として、お配りしてありますので、後日ご確認をお願いします。

続きまして、景観審議会の概要としまして、本審議会で審議していただきたい内容について、説明させていただきます。こちらの「条例関係資料」、1 ページの景観審議会条例をご覧ください。第 2 条の所掌事務の中に、審議事項が規定されておりまして、1 号は、景観計画や景観法の規定に関するもので、これにつきましては、次の景観条例案の中で、説明させていただきます。2 号は、屋外広告物の規制に関することとなりまして、差し当たり、来年度は、平成 27 年度の施行を目指している磐田市屋外広告物条例について意見を伺いたいと考えています。3 号は、その他市長が必要と認める事項となりまして、例えば、公共施設のデザインなど、いろいろなケースでご意見を伺う場面がでてくると考えています。続きまして、6 ページの「磐田市景観条例(案)」をご覧ください。審議会に意見を伺いたい内容は、7 ページ、第 6 条のガイドプランの変更、第 7 条の景観計画の策定と変更について、続いて 9 ページ、第 17 条の勧告命令等の手続き、これにつきましては、届出対象となる建築行為などが基準に違反する場合で、審議会の意見が必要となる場合に意見を伺いたいと考えています。続いて 10 ページ、第 18 条の景観重要建造物の指定や、11 ページ、第 22 条の景観重要樹木の指定について、続いて、第 26 条の景観地区の指定や、12 ページ、第 28 条の景観協定の許可、第 29 条の景観整備機構の指定など、これらについて意見を伺わせていただきたいと考えています。

簡単ですが、景観審議会の概要の説明は、以上とさせていただきます。よろしくお願ひします。

会 長 1 番目については、緩やかな誘導を図っていく、そして、幅広い景観を考えていくといったこととなります。昨年の景観賞に、新東名清水ジャンクション周辺のミカン畑と調和した景観が、最優秀賞になりました。過去にない形の受賞で、景観法が施行されてから、昔の古い建物に限定するのではなく、幅広く景観を考えていく機運になっています。磐田の場合も様々な景観があるので、幅広く地域の特徴を活かしながら、緩やかな誘導を図っていくことが基本的な考えとなります。その後は、地域の特性を活かしていくものにしていきたいと考えています。2 番目の景観審議会の内容は、皆さん、気になるところだと思いますがいかがでしょうか？

委 員 景観重要建造物を指定する時に、既に文化財に指定されている物件を審査する場合、資料があらかじめ審議会にあげられるのか、それとも既に指定する物件を想定しているのか？

事務局 具体的な想定はしていません。文化財的なものは景観法から除外され、文化財保護法で守られます。指定については、住民や景観整備機構からの提案に基づき、審議会で検討し最終的に市長が決定します。景観計画の 7 ページの中の指定の方針に沿って、指定審査を進めていきます。

会 長 景観重要物に該当する物件は、具体的にどういうものになるのか？

事務局 地域に古くからある古民家や、大きな木など、地域を象徴するようなものが景観重要物に指定されると考えています。例えば、見付地区には土蔵が多くありますが、希少性に乏しいため、文化財の指定になることは難しいと考えられます。一方、景観法では、地域を象徴するものとして、景観重要物に指定できると考えています。

委 員 樹木などは、天然記念物があるが、すみ分けはどうするのか？

事務局 文化財でケアしきれないところを景観法で守っていくので、二重に指定されることはありません。天然記念物のようなものについては除外されます。

事務局 景観重要物に指定されるものに関しては、管理者と管理協定を締結してから指定されます。管理費用などについても、協議の対象になるので無尽蔵に増えることはありません。重要文化財は、管理者に厳しい義務が生じるので、指定文化財や天然記念物などになったものに関しては、景観法の中で指定する必要がないような仕分けになっています。文化財保護法で指定しきれないもので、景観として重要なものについて、景観法を運用し保全することができます。

委 員 登録文化財は、文化財課が繰り返しやってきていると思うが、整合性が取れるか？

事務局 指定文化財になる前段の登録文化財は、保全の義務が決まっていないので、景観重要建造物・景観重要樹木に指定出来ます。どちらで管理していくかは、検討が必要となります。

委 員 景観重要建造物に指定した場合、補助金等はどうなるのか？

事務局 指定によるメリット・デメリット、指定後どのような義務が発生するのか、補

助制度をつくっていくのかなど、今後の協議や検討と考えています。

会 長 茶畑や楨囲いなどの連続した景観についての考えは？

事務局 茶畑などは、景観計画 10 ページの中の景観農振計画策定で農地営農状況の確保などで出来る仕組みになっています。楨囲いなどは、重点地区で、木の伐採を届出対象として制限をかけることができますが、今回は、市全域で緩やかな誘導を図っていくことを予定しています。

事務局 景観重要物の指定をしていくことは、可能となりますが、景観意識が高まるまでは、提案はあまりないと考えています。

委 員 景観重要物は、どのような方から提案されるのか？検討するのは市となるのか？

事務局 最終的に指定するのは市となりますが、指定にあたりましては、審議会の意見を伺うことを予定しています。提案は、所有者や関連NPO等となります。

会 長 指定によって、地域おこしとしての集客利用に対する制限はあるのか？

事務局 特にありません。

会 長 世界遺産については制限があるが、農業遺産については制限がない、今回も集客利用といったことに対する規定も整理しておいたほうがいいと思います。

委 員 審議会の具体的な審議内容を教えてもらいたい。平成 26 年の 7 月には、条例を策定する予定とのことだが、7 月迄に何を審議すればよいのか。

事務局 本日は、景観計画についてのご意見を頂きたいと考えています。条例で規定する届出対象行為などは、パブリックコメントや住民説明会を行いながら景観計画の中で見てもらっています。景観条例のその他の手続的なものについては、例規審査委員会での検討を予定しています。

景観計画案

事務局 それでは、景観計画（案）について説明させていただきます。はじめに、表紙、裏面の目次をご覧ください。景観法に基づきまして、本市の景観計画では、1～7の項目を定める予定です、順番に説明させていただきます。

1 ページ「良好な景観の形成に関する方針」につきまして、本市の場合、景観形成ガイドプランを定めていますので、景観計画の「良好な景観の形成に関する方針」には、このガイドプランをあてはめます。景観計画には、ガイドプランから、目標と基本姿勢、基本方針を一部抜粋して、記載しております。

2 ページ「景観計画の区域」につきまして、本市では、北部の山間地から南部の海岸地域まで、各地域で特色ある景観が広がっています。市全域で良好な景観を形成する必要があると考えられますので、景観計画区域は、市全域を設定しました。

3 ページ「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」につきまして、今回の景観計画では、大規模な建築行為等に対して、緩やかな景観誘導を図ることなどを目的として設定しました。3 ページが届出対象行為、4・5 ページが適合基準で、6 ページが色彩基準の参考資料となります。具体的に 3 ページの届出対象行為は、建築物は、大規模建築物の法令の解釈や、周辺市の景観計

画に合わせて、高さ 15mを超えるもの、敷地面積が 1,000 m²以上のものを設定しました。工作物につきましては、建築基準法の解釈から、工作物の種類ごとに規模を設定しました。アの「垣・さく・擁壁・その他これらに類するもの」につきましては、擁壁等が与える圧迫感を考慮して高さ 3 mを設定しました。イの太陽光電池パネルにつきましては、他市を参考に、パネル面積が 1,000 m²以上のものを設定しました。ウは、それ以外のもので、建築物の高さに合わせて 15mを超えるものを設定しました。開発行為につきましては、浜松市・掛川市と同様に、都市計画区域内の 3,000 m²以上、都市計画区域外の 10,000 m²以上を設定しました。4 ページ・5 ページの基準につきましては、色彩のみ数値的な基準を設けて、その他については、誘導的な基準を、設定したものととなります。色彩の基準は、市内の大規模建築物、約 120 件の壁面等に使用されている色彩を調査して、傾向を把握し、著しく突出した色彩のものが、建築されないように設定しました。色彩以外の基準は、定性的な基準を設定したもので、ガイドプランから景観誘導を図るための基準を作成したものととなります。具体的に例を挙げて説明しますと、高さ 8 m の 2 階建ての一般住宅は、3 ページの届出対象行為には該当しないため、届出の必要なく、4 ページの色彩基準等の制限を受けることはありませんが、高さ 16m の 5 階建てのアパートは、3 ページの届出対象行為に該当しますので、4 ページの色彩基準等の制限を受けます。届出が必要となり、基準に該当しない場合は、設計変更の勧告や、命令の処分を受けることとなります。届出内容につきましては、条例関係資料の 15 ページから 18 ページに、様式の案を、作成してありますので、ご確認をお願いします。

続きまして、7 ページ「景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針」につきましては、景観法を活用して、景観資源を指定し、保全するために、定めるものとなります。(1) の景観重要建造物、(2) の景観重要樹木のいずれも、地域の特徴を表しているものや、地域のシンボルとなっているものを、指定の対象とする方針です。この方針は、ガイドプランに基づいて作成したもので、近隣の浜松市や袋井市と整合を図った内容となっています。所有者等から提案により、景観審議会などで検討して、最終的に市長が決定することとなります。指定された場合のメリットは、景観上重要な資源であるものとして付加価値が得られること、デメリットとしては、市長の許可をえなければ、外観の変更ができなくなることが挙げられます。

続きまして、8 ページ「屋外広告物の行為の制限に関する事項」では、(1) の基本事項で、県条例の遵守徹底の後、本市の景観特性を踏まえた市独自条例を定める内容を記載し、(2) の制限の方針の中で、条例制定にあたっての方針を設定したいと考えています。景観計画でこの事項を定めることにより、屋外広告物法を活用して、磐田市独自の条例を定めることが可能となります。方針につきましては、ガイドプランに基づいて作成したもので、近隣の浜松市や袋井市と整合を図った内容となっています。なお、本市の屋外広告物条例の策定状況としましては、今年度から路線ごとの現況調査に入っておりまして、来

年度は、調査結果や条例案をまとめる予定で、平成 27 年度からの施行を考えています。

続きまして、9 ページ「景観重要公共施設の整備に関する事項」につきましては、景観重要公共施設の位置づけの方針、整備に関する方針を定める予定です。今後、具体的な施設の位置づけの検討をしていくため、方針を設定しておくもので、具体的には、道路などの施設を指定して、電線地中化事業などを定めるものとなります。今後、景観重要公共施設を指定し、整備に関する事項を定める際には、景観計画の変更で対応して行きたいと考えています。

最後に、10 ページ「景観農業振興地域整備計画」につきましては、計画策定に向けての方針を設定する予定です。景観計画でこの事項を定めることにより、茶園や田園等の営農条件の確保を目的とした景観農振計画を策定することができます。本市でも、農地景観は、重要な景観要素と考えられますので、将来的な検討のため、設定させていただきましたものとなります。簡単ですが、景観計画(案)について、1 番の方針から 7 番の景観農振計画まで説明させていただきました。ご意見等よろしく申し上げます。

会 長 具体的な内容となりまして、建造物、樹木、屋外広告物、公共施設などとなっています。差し当たりの質問として、駅前の整備や新東名の豊岡スマート IC については、景観審議会で審査するの？

事務局 景観計画の届出対象行為とはなりません。行政は、率先して景観形成に取り組む必要がありますので、景観ガイドプランや景観計画の基準に沿って検討していきます。なお、庁内に景観推進委員会という組織があり意見を聞くことができ、場合によっては景観審議会で意見を聴くこともできる仕組みになっています。

委 員 場合によっては審議会に意見を聴く、とのことであるが、判断はどことなるのか？

事務局 磐田市としては、公共事業の整備基準が未策定となりますので、ガイドプラン等の指針に沿って、事業担当課や建設コンサルタントと協議をしていく形になります。静岡県などは『ふじの国デザイン指針』を作成していただき、市でもガイドプラン 55 ページにあるような公共施設ガイドラインの策定を考えています。

委 員 説明の中で、文化財などを除いた上で、景観重要建造物の対象物が、今のところないような説明があったが、今後も出て来ることは少ないのではないかと。

事務局 地域の景観意識の向上を図りながら検討していきたいと思っております。見付の土蔵などは地域からの提案として考えられます。

委 員 景観重要建造物などについての保全の仕組みがあることは分かりました。今日は、主に行為の制限について意見をすればいいと思うが、本日の審議で決定となってしまうのか？

事務局 本日の景観審議会の後は、3 月に都市計画審議会での審議を予定しています。

委 員 パブリックコメントの意見は？

事務局 パブリックコメントでは 2 名から 4 件の意見が出ています。1 件目の意見は、

市民投票により景観ベスト10・ワースト10を選んでもらう。市の考え方は、絵画コンクール、写真コンテスト等を実施して行きたい。2件目の意見は、都市計画課職員の知識向上として全員カラーコーディネータの受講をしてほしい。市の考え方は、現在も県の景観講習会など参加していますので、今後も知識向上に努めて行きたい。3件目の意見は、美大・芸大出身者を職員として採用したらどうか。市の考え方は、景観審議会の色彩の専門家や臨時委員に意見を聴いて行きたい。4件目の意見は、景観計画の基準の付帯施設目隠し等の見えないものにするのは難しいのでは。市の考え方は、見えにくくするというニュアンスに変更することを検討する。でありました。

委員 景観計画は、一般の人に分かりづらいと思う。これらを実践する時に、説明する物など用意されているのか？

事務局 市民が身近に景観形成に取り組むことを説明した、リーフレットの作成を考えています。

委員 景観を本当にやるためには、市民の景観意識の醸成が必要となります。できれば、磐田市には他市ではやっていないような啓蒙活動ができれば良いと思います。住民の皆さんが審議会を務めているという意識になるような方向になると良いと思います。

委員 住んでいる人や子供達に景観について、都市計画課から発信をしていかなければ本当の意味での景観が創り上げられない。まだまだ浸透がないため、講演会などを開催して、発信していけば分かり易いと思う。

委員 できれば市の主導ではなく、まちを愛するという観点から、市民と一緒に進めていく形にしてほしい。啓蒙を兼ねて、市民と一緒に考えて行くアプローチで推進して行ってほしい。

事務局 市民意識の向上は必要不可欠と考えています。個々の建造物や樹木の保全や整備だけを進めればいいのではなく、景観は意識的な部分が大きいです。今回の景観計画は、まずは住民意識を高めて行くことを意識しつつ、目立つものに対してある程度の規制をすることにしています。市民に全部理解していただいて、全てガイドプランに沿ってやって行くことが理想ですが、現実には難しいです。他市と同様に緩やかな規制を導入して、徐々に浸透させていきたいと思えます。審議に関しては基本的には届出があれば、市で審査し行政事務処理をし、判断が難しい部分や特殊なものについては、審議会に意見を聴くという意味で、場合によっては、と表現させていただきました。それ以外の景観重要物については、提案があれば、全てご意見を伺ってから、市長が決定するということとなります。おそらく対象となるものについては、そう多くはないと思うが、あまり事案がなくても、ある程度定期的に、審議会の開催が必要と考えています。徐々に意識の醸成が進めば、地域を指定して、さらに厳しくしていくことは可能ですが、現状としては、その入口に入ったものと考えています。本日のご意見は、貴重なご意見として、参考にさせていただきたいと考えています。

事務局 条例と計画は別ものとなります。条例そのものは、市で方針を決めて作成します。その中で、景観計画の内容については、審議会に諮ることとなります。

2月いっぱいを目途に、景観計画についてご意見を伺い、反映できるものについては修正していきます。その後は、報告になりますが、5月を目途に、景観審議会を開催させていただきます。条例について、ご意見があれば3月中にご意見いただきたいと思います。6月議会にかける前に、最終案を報告させていただきます。